

平成 29 年度 第 7 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日時

平成 29 年 12 月 26 日（火） 午後 3 時から 4 時 10 分まで

2 場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3 階 教育委員会室

3 出欠状況（順不同）

- (1) 出席委員 9 名
- (2) 欠席委員 3 名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下 9 名

定数 12 名中 9 名が出席し、委員の過半数が出席しているため会議が成立している旨を事務局より報告された。

4 協議事項

地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について
・意見書（案）について

5 協議内容

○意見書（案）の項目に沿って委員より意見聴取

(1) 社会教育の継続性・安定性に関すること

委員：「事業実施においては、ブームや時勢に沿ったものを扱う可能性があり、」の文言は、ブームや時勢に沿ったものばかりが取り扱われないか非常に心配であるというような意味であったと思う。「ブームや時勢に沿ったもの」自体を取り扱うことに問題はないけれども、そればかりが取り扱われてしまうと問題であるため、「時勢に沿ったものばかりが扱われることが危惧され、時間の経過とともに上記の事業が継続的・安定的に実施されなくなる恐れがある」という表現が良いと思う。

委員：3 段落目「公民館について」の箇所ですが、公民館がなくなれば法の精神に基づくものはなくなると断言したくない。別に公民館でなくなっても法の理念や精神を捨てる必要はないので、「だからこそ法の理念や精神を消すことなく上記の事業が継続的に、安定的に行われることを望む。」という書き方に変えるのはどうか。

委員：「法の理念や精神を」どこにいれるか。

委員：「危惧される。」のあとに法の理念や精神を継続して保ってほしいというような書き方にし
てはどうか。社会教育法に縛られずとも、国民は憲法で教育を保障されているから。

委員：中央公民館だけでも残してほしいが、全部の公民館が一斉になくなるということで、その

方針が変わらないのであれば、新しい設置管理条例の中に、法の理念や精神を継続して保ってほしいといった趣旨の文言を明記してほしい。社会教育関係団体についても、法の根拠があるから配慮されている。その根拠がなくなると、社会教育関係団体の活動に明らかにできなくなるものが増える。社会教育法の縛りがなくなり、根拠が設置管理条例のみになってしまうなら、そこに教育が大事だということを盛り込んでほしい。

(2) 学校教育との連携に関すること

委員：「学校現場と連携できている面もある」と、「学校教育を理解できている」というのは、公民館が同じ教育委員会の中の組織のため、学校、教育現場における実情やニーズなどを把握することができており、連携ができていることから、「今後も学校教育に対する理解を深めていかなければならない」ということを入れ込んでいただきたい。

委員：形だけの連携ではなく、中身をしっかりと把握し、理解した上で連携出来ていることが大事である。

(3) 家庭教育支援に関すること

委員：「若者への教育の観点」とは、具体的にどのような教育を考えているのか。

委員：少子化社会対策白書が捉える子育て支援は、妊娠、出産、子育てと、切れ目のない支援とされており、妊娠よりも前の若い世代などに性教育を含めた教育や学ぶ場が必要とされている。また、子育てだけではなく、結婚したり子どもを持つための経済的基盤の安定に繋がる就労支援等も含まれている。「若者への教育」とは、性教育やコミュニケーションの教育、働くことの学びなど広い範囲で考えている。

自立・就労支援だけではなく、子育て支援というのが少子化社会白書等に捉えられている課題を含むものなので、その中にある若者支援という広い範囲で「若者への教育」として

(4) 利用者（市民）への影響に関すること

(5) 配置される職員に関すること

委員：公民館を利用すると、使いにくいことは確かにある。パネル等展示会の時に使おうとすると、以前は職員も設営に協力していたが、ある時期から利用者だけで設営するようになった。グループによっては設営に手間がかかるので、発表会に参加しなくなった。皆が使いやすくなるようになってほしい。

各地域で市長部局が開催している「『自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築』の取組方針」（以下、取組方針）の説明会に参加した時は、「地域振興センターと地区会館は残ります」と表現しているように感じた。今までの社会教育委員会議の説明では、公民館としての学びのサポート機能も位置付けられた施設になるというイメージだったと思う。市民の皆さんからは、公民館が担ってきた役割が飛んでしまってる。学びの場として公民館を利用する者は、新施設が「ただの場所」になるのではないかと不安を感じている。

委員：今の意見は、「(5) 配置される職員に関すること」にも関連すると思う。かつての公民館に

はもう少し職員が配置され、公民館まつりも職員と一緒に動いていた。職員が減り、建物や機材は古いまま、利用者は高齢のグループが多くなっている。「(5) 配置される職員に関する事」によって配置される職員が増員され、職員の支えがあることで市民の学びが豊かになり、継続可能になると思う。

委員：新施設では、市外の団体や住民、営利目的による利用者も使えることになるのか。

事務局：現在の公民館でも市外団体の利用は可能である。営利目的での利用は社会教育法の制約外になるので、現時点では利用できない。新施設は社会教育法等の制約から外れるので、公共施設として一定のルールはあるが、営利目的での利用も可能になると思われる。

委員：飲酒している利用者がある所に、学習している青少年・子どもたちが一緒にいることになるかもしれない。

委員：公民館の利用に際して、社会教育関係団体は利用料の減免などがあったが、新施設ではどうなるのか。公民館が社会教育施設でなれば、幅広い人たちが使えるようになる。社会教育関係団体については、これまでのように、社会教育の趣旨を尊重した減免等の制度は継続されるのか。

事務局：今、公表されている取組方針の内容では、現在の利用者への配慮は方針としてあるが、具体的なことについてはこれから詰めていきたいと担当所属から説明を受けている。

委員：施設利用の申込時期の優遇や、料金についても、公民館が社会教育施設でなくなることで、これまで活動ができていた団体が不利益を被らない工夫をしていただくという意見を盛り込むことが必要ということかと思う。

委員：公民館は社会教育推進のための場所と位置づけがあるから、活動内容を明示している団体は社会教育関係団体に登録し、一定の優遇を受けている。それは、団体の活動が、社会教育を行政と一緒に推進し、共に同じ目的に向い、市の掲げている目標を実現していくこととするものと認められているからである。一方、公民館登録グループは趣味的な活動であっても、社会教育として市内全域のことについても考え、一緒に学ぼうとするからこそ、一定の配慮がある。社会教育関係団体は、公民館登録グループなどとは取組目的が違うと思うが、意見書原案では一緒に扱っている。

まちづくりの取組を進めたいのは理解できるが、社会教育の推進をしなくていいという話ではないので、社会教育の精神を残してほしい。細かな部分がもういいのではないかなどなるのが不安であり、社会教育施設でなくなることの重大さを感じる。

(6) その他について

委員：良き公民館を作るために教育をしようという意味で公民館がある。その公民館を社会教育施設の位置づけを外し、まちづくりのための使いやすいという貸館施設になるのであれば、社会教育はもういいのかと感じる。

委員：これまで公民館でお金の心配をせずに勉強し、生涯学習として受講するだけだった。今になって思えば、公民館の方は、なぜ地域をつなぐのかとういことなどを発信されていたと

思うが、公民館は、学校などと連携すること、市民が学んだものを分けたり、伝えるところだという発信が弱かったように思う。そして、今回、この素案が出たことで、どこかにいきなり放りだされたような気がしている。市長部局の説明では、今までと変わらないということだけれども、グループごとに優先順位がつけられるのではないかと考えている。

取組方針の説明会の内容では、市民は理解が進まないし、「地域振興体制の再構築」の意味はわからないと思う。「出番ですよ」という冊子を見ながら説明されたが、私が関わっている社会教育と、全然違う方向に向かっているように思う。

委員：今までやってきた社会教育、公民館が担ってきたことはこれからどこが担うのか。社会教育としての人権や平和は、ダイバーシティ推進課が担うのか。社会教育としての学びの場所がなくなる。

人と人の対話の中で違う意見を聞くことによって、人権・平和教育に繋がると思う。素案の内容ではそういうことは行われないうと思う。平和教育を行うと掲げて、教育を行う場所もあって、しっかりと取り組むという理念が必要である。

委員：心配していることをこの意見書に具体的にどう盛り込めるかだと思う。PTA連合会、子ども会、尼同協などの26の社会教育関係団体は、これまでは色々な形で、教育委員会と一緒に社会教育を推進してきた。その社会教育関係団体と公民館登録グループ等の一般の利用者とは、社会教育目的の観点で差があると思う。社会教育関係団体は、利用者ではなく、行政と共に歩んできた者だと思う。協働のまちづくりを更に進めるということならば、すでに協働してきた者の価値づけを下げるのはどうかと思う。「(4) 利用者への影響」というところに、これまで行政と共に歩んできた社会教育関係団体について何かしらの配慮をすべきと書く必要があると思う。

事務局：取組方針には詳細が示されていないため、明確には答えられない現状だが、社会教育関係団体に向けても配慮するということが、公民館で行われている事業の継続については行っていくと聞いている。

市長部局も、利用者への配慮のことは気にしている。人権・平和事業など、市として取り組まなければならない事業もある。また、社会教育課はなくなるので、公民館が社会教育施設としての位置づけが無くなっても、平和事業などの学びの場は社会教育課が担い、ダイバーシティ推進課などの市長部局と連携しながら事業を推進していかなくてはならないと考えている。社会教育委員の意見を反映させる場を設けていただくことも意見書に盛り込まれている。

委員：新施設では利用料の値上げを予測しているが、「今まで通り」というような文言を意見として盛り込みたい。

委員：「利用者」と一括りにするのではなく、「社会教育を共に推進してきた団体」への配慮について意見を盛り込みたい。

委員：それぞれの項目に落とし込んでいるが、改めておわりに文言を入れなおすのも一つの方法である。

〇おわりに

議長：今回の内容を踏まえて意見書を修正し、提出したいと思います。今後修正については議長へ一任して頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

では、「異議なし」と認め、議長一任とさせていただきます。今回の会議内容を踏まえて意見書を修正し、平成30年1月22日の教育委員会に提出する。

6 その他

次回の会議は例年通り2月頃の開催予定

以 上